

議第111号

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例および滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 6 月 24日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例および滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

- (1) 滋賀県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく指定猟法禁止区域等を表示する標識の寸法を定める条例（平成24年滋賀県条例第12号）第1条
- (2) 滋賀県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成18年滋賀県条例第71号）別表(60)の項、(61)の項および(61)の3の項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。